

電気新聞及びホームページ 公告文

JESC 規格の改定と電気設備の技術基準の解釈への引用要請について

日電規委 30 第 0019 号
平成 30 年 8 月 6 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では、JESC 規格の改定と電気設備の技術基準の解釈への引用要請について、平成 30 年 10 月の委員会で評価することを予定していますのでお知らせいたします。ご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 「免震建築物における特別高圧電線路の施設」(JESC E2017(2014))の改定と引用要請について(送電専門部会)
- (2) 「電路の絶縁耐力の確認方法」(JESC E7001(2015))の改定と引用要請について(発電専門部会, 送電専門部会)
- (3) 「電気機械器具の熱的強度の確認方法」(JESC E7002(2015))の改定と引用要請について(発電専門部会)

2. 案件の趣旨, 目的, 内容等について

- (1) 「免震建築物における特別高圧電線路の施設」(JESC E2017(2014))の改定と引用要請について(送電専門部会)
 - a. 要請した委員会
送電専門部会(事務局: 一般社団法人 日本電気協会)
 - b. 趣旨, 目的, 内容等
本 JESC 規格は、免震建築物の免震層に特別高圧電線路を施設する場合の要件について規定しており、電技解釈第 132 条に引用されています。
今回、JESC 運営要領に基づき規定内容の確認を行ったところ、準拠している電技解釈第 125 条の改正による規定内容の見直しが必要なため、本規格を改定し、電技解釈への引用要請を行うものです。
- (2) 「電路の絶縁耐力の確認方法」(JESC E7001(2015))の改定と引用要請について(発電専門部会, 送電専門部会)
 - a. 要請した委員会
発電専門部会(事務局: 一般社団法人 日本電気協会)
送電専門部会(事務局: 一般社団法人 日本電気協会)
 - b. 趣旨, 目的, 内容等
本 JESC 規格は、保持すべき絶縁性能の緩和を認めたものではなく、所定の絶縁性能を確認する一つの方法として、新增設工事の竣工検査時等に

において、工場で JEC、JIS に基づき耐電圧試験を実施し絶縁耐力を確認したものである場合は、常規対地電圧を電路と大地との間に連続して 10 分間印加したときにこれに耐えることを確認すればよいことを規定しており、電技解釈第 15 条、16 条に引用されています。

今回、専門部会の改定要望調査により、JEM 1225(2007)「高圧コンベクションスタータ」の追加について検討を行うとともに、規定内容の確認を行ったところ、引用規格の改定による規定内容の見直しが必要なため、本規格を改定し、電技解釈への引用要請を行うものです。

(3) 「電気機械器具の熱的強度の確認方法」(JESC E7002(2015))の改定と引用要請について(発変電専門部会)

a. 要請した委員会

発変電専門部会(事務局：一般社団法人 日本電気協会)

b. 趣旨、目的、内容等

本 JESC 規格は、電気機械器具の保持すべき熱的強度の緩和を認めたものではなく、工場で JEC、JIS 等の規格に基づき温度上昇試験を実施したとき、同規格に規定する温度上昇の限度を超えない場合においては、通常の使用状態で発生する熱に耐えるものと判断できることを規定しており、電技解釈第 20 条に引用されています。

今回、(2)「電路の絶縁耐力の確認方法」(JESC E7001(2015))の改定に合わせて規定内容の確認を行ったところ、引用規格の改定による規定内容の見直しが必要なため、本規格を改定し、電技解釈への引用要請を行うものです。

3. 規格の発行及び国への要請の予定

平成 30 年 10 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送代については実費のご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局(一般社団法人 日本電気協会 技術部)

住所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 階

電話：03-3216-0553 (内線 270)

ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 30 年 8 月 6 日（月）

受付終了日：平成 30 年 9 月 4 日（火）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。